

# 事務局説明資料

2023年7月5日

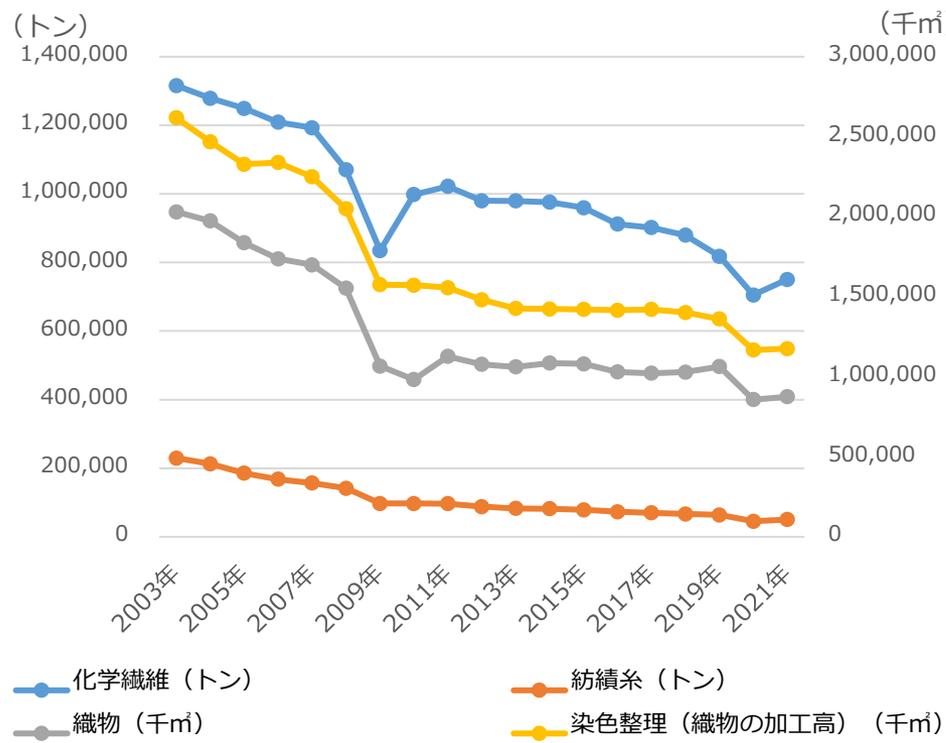
經濟產業省

製造産業局生活製品課

# 国内の繊維産業の現状

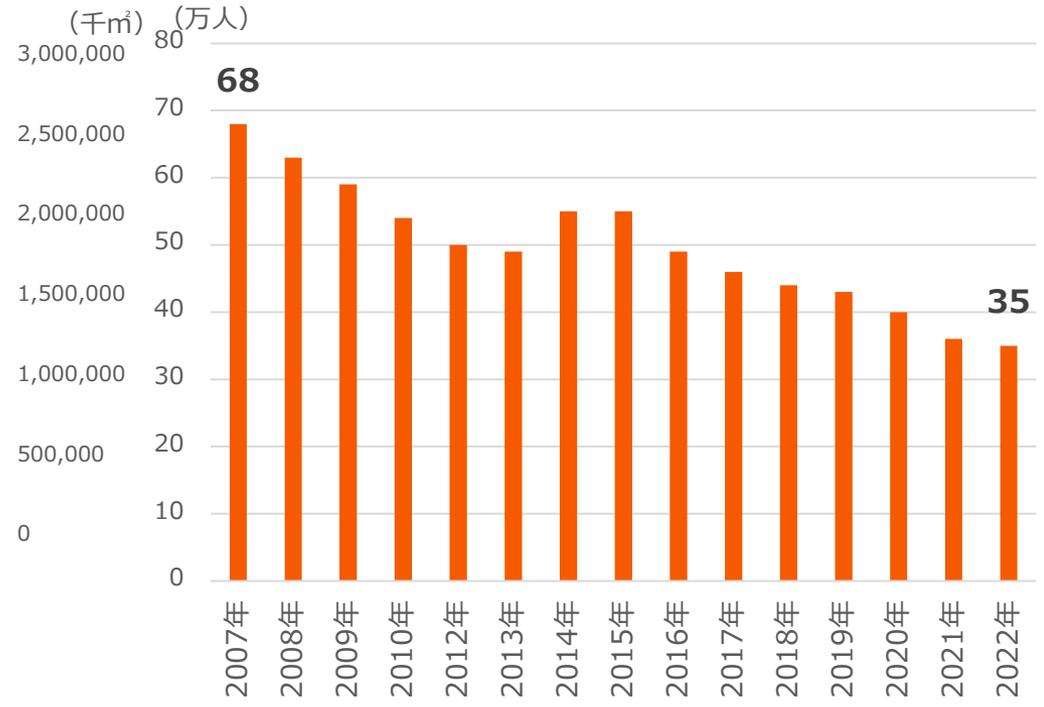
- 繊維製品の国内生産量等は右肩下がりの傾向（最近は、新型コロナが落ち着いてきた影響で微増）。
- 国内における繊維工業就業者数も減少傾向。労働力の確保が急務。

国内生産量等の推移



資料： 生産動態統計

繊維工業における就業者数の推移



※ 東日本大震災の影響により、2011年データはなし。  
資料： 労働力調査

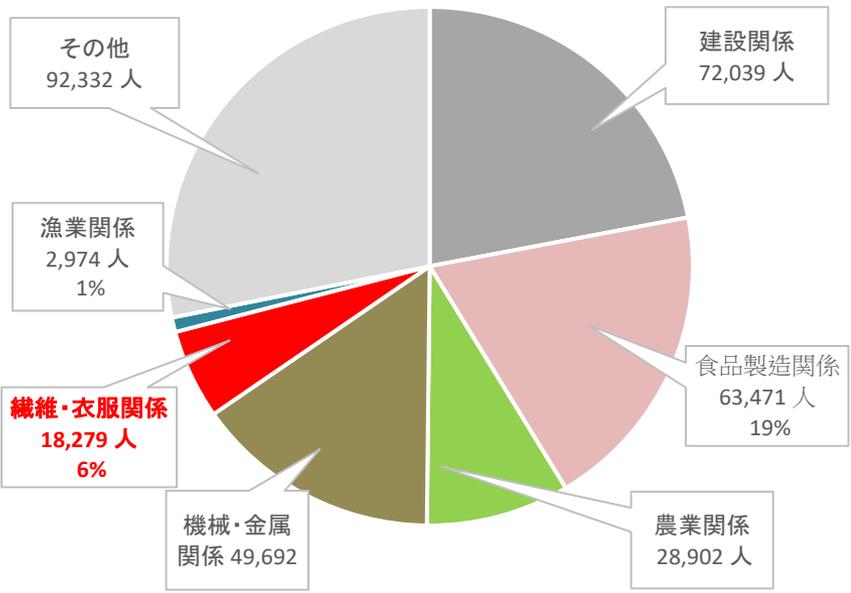
# 繊維産業における技能実習生の受入現状

- 技能実習の繊維・衣服分野では、技能実習の対象職種として13職種が指定。令和4年6月末時点で、**18,279人の外国人技能実習生を受け入れ**（全体の6%）。
- うち婦人子供服・紳士服製造や布はく縫製（ワイシャツ製造）で全体の約7割。

## 移行対象職種・作業一覧（繊維・衣服関係）

職種名	作業名	職種名	作業名
①紡績運転 402人	前紡工程	⑥婦人子供服製造 12,093人	婦人子供既製服縫製
	精紡工程	⑦紳士服製造 809人	紳士既製服製造
	巻糸工程	⑧下着類製造 620人	下着類製造
	合ねん糸工程	⑨寝具製作 383人	寝具製作
②織布工程 804人	準備工程	⑩カーペット製造 142人	織じゅうたん製造
	製織工程		タフテッドカーペット製造
	仕上工程		ニードルパンチカーペット製造
③染色 492人	糸浸染	⑪帆布製品製造 715人	帆布製品製造
	織物・ニット浸染	⑫布はく縫製 179人	ワイシャツ製造
④ニット製品製造 288人	靴下製造	⑬座席シート縫製 1,208人	自動車シート縫製
	丸編みニット製造		
⑤たて編ニット生地製造 144人	たて編ニット生地製造		

技能実習生数（全職種）： 327,689人



出所： 出入国在留管理庁 「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和4年6月時点）」

# 外国人技能実習制度における法令違反

- 外国人技能実習制度における繊維産業（特に縫製業）の法令違反（最低賃金・割増賃金等の不払い、違法な時間外労働等）が多く指摘されている。
- 2017年11月の新制度移行後から2023年6月までの期間における実習実施者（受け入れ企業）の実習計画の認定取消数は、総数に対して繊維産業は3割弱。

旧制度における団体監理型での  
実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

	2016年	2017年	2018年
<u>繊維・衣服関係</u>	<u>61</u> (30%)	<u>94</u> (51%)	<u>46</u> (44%)
農業・漁業関係	67	39	33
建設関係	38	14	12
食品製造関係	13	15	3
機械・金属関係	14	9	2
その他	9	12	8
計	202	183	104

新制度における団体監理型での実習実施者の  
実習計画認定取消し事業者数

2017年11月～2023年6月	
<u>繊維・衣服関係</u>	<u>114</u> (26.7%) <u>うち縫製業が99</u>
認定取り消し総数	427

出所： 法務省入国管理局 報道発表資料

# 繊維産業における技能実習違反に対する業界団体・政府の取組

- 経済産業省は、技能実習法第54条に基づき、2018年3月、技能実習に係る業界団体等を構成員とする「繊維産業技能実習事業協議会」を設置（事務局：経済産業省（生活製品課）、日本繊維産業連盟）。
- 同年6月に「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定。非加盟企業等に対する働きかけを含め、繊維業界における技能実習の適正な実施及び繊維業界の信頼回復等に向けた取組を実施。

## 具体的な取組

主務官庁（法務省・厚労省）による適切な法執行等に加え、繊維産業としても、業界団体の主導で、技能実習に係る法令遵守等を徹底。

### 技能実習に係る法令遵守等の徹底

・構成団体傘下の企業への周知・会員企業からの取引先への周知。

### 取引適正化の一層の推進

・日本繊維産業連盟、SCM推進協議会は、「取引ガイドライン」に縫製業を追加。「自主行動計画」を改訂。

### 発注企業の社会的責任の履行

・日本繊維産業連盟は、OECD「衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのDDガイダンス」に係る検討。

### 業界団体における体制等の整備

・構成団体は、技能実習適正化推進委員会及び取引適正化推進委員会を設置。会員企業等の取組状況等をモニタリング。

## これまでの成果

- ✓ 業界全体では法令違反は減少傾向、特に構成団体への参加企業の違反数は大きく減少。
- ✓ 取引ガイドラインに基づく「聞き取り調査」を毎年実施、SCM協議会にて年1回、自主行動計画実施に係る会員団体の取組・課題を会議にて共有。
- ✓ 「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定。サプライチェーンを管理すべきアパレル企業等を含め周知徹底。
- ✓ 各構成員団体による会員企業からの定期報告、技能実習適正化推進委員会及び取引適正化推進委員会を年2回程度開催し、問題事例、優良事例を含め、必要に応じ更なる改善策等を検討。

# 技能実習違反を減らすための更なる取組

- 繊維産業における外国人技能実習制度に係る法令違反を減らすためには、個々の受入事業者や管理団体等に対する労働基準法等に関する周知徹底だけでなく、サプライチェーン全体での法令遵守が必要。(他産業に先駆け)日本繊維産業連盟において、ILO(国際労働機関)による協力を得て、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定し、サプライチェーンを管理すべきアパレル企業等を含め周知徹底を行っているところ(各経産局や違反の多い地域で法務・厚労省と連携し、技能実習制度や人権等セミナーを開催)。
- 多忙な中小企業の経営者の方も、付属のチェックリストで自己診断することで、法令遵守・適切な労働環境の整備の着手が可能。

## 繊維産業の責任ある企業行動ガイドライン

- ・2021年7月 繊維産業のサステナビリティに関する検討会にて責任あるサプライチェーン管理の観点からガイドラインの策定が提言
- ・2022年7月 日本繊維産業連盟がILOの協力を得て、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定
- ・2022年9月以降 ガイドラインの説明会を開催
- ・2023年2月,4月 社会保険労務士協会と連携し、労働法規の専門家である社会保険労務士に対するキャパビルを東京にて開催(社会保険労務士39名参加)



＼ 詳細はこちら！ ／



# 技能実習違反を減らすための更なる取組

- 縫製については、アパレル企業からの発注に対して、必要な作業工程・時間等に基づく工賃の見積もりの作成や適正な工賃により発注が十分に行われていない実態を踏まえ、ACCT（縫製工賃交渉支援クラウドサービス）システムの活用を自主行動計画に位置づけ。
- 今後、自主行動計画の徹底により、アパレル企業からの発注工賃の適正化を図っていく。

## 繊維産業における自主行動計画におけるACCTシステムの位置づけ

- I. 適正取引の推進に関する取組み
  - 合理的な価格決定**
  - コスト負担の適正化
  - 支払条件の改善
  - 知的財産の取扱い
  - 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備
  - パートナーシップ構築宣言の推進
- II. 付加価値向上等に向けた取組み
  - 生産性向上
  - 人材育成・教育推進
- III. 普及啓発活動の推進
  - 自主行動計画のフォローアップ

**<ACCTシステムの活用に関する記載>**

縫製については、事業者間において、工賃の適正化による持続可能な取引を進めて行くため、必要な作業工程・時間に基づき目安となる工賃の算出手段として「**縫製工賃交渉支援クラウドサービス**」(ACCTシステム)等を活用するなど、適正な工賃の協議を行った上で決定する。

出典：日本繊維産業連盟・繊維産業流通構造改革推進協議会「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画（第5版）」（2022年8月）

# 生産性向上のための取組（IT化投資）①

- 発注元であるアパレル企業との取引の適正化を進めることが重要ではあるが、デジタル化やIOT化を積極的に導入し生産性向上など結果に結びつけることで地域間格差の是正など働く人たちも地元学卒者も働きたくなるような労働環境の整備等が急務。

## 岩手モリヤ株式会社

- ・2013年からタブレットを活用し、仕様書等の書類を削減。現在、全社員にタブレットを配布し生産管理を行う。生産数量や不良等も確認でき品質向上に寄与。
- ・3DCADによるCADパターン自動化により、ジャケット1着のパターン作成を約1/2に短縮（16時間30分→8時間50分に短縮）。
- ・レンダリングソフトを国内でいち早く導入し、繊維や原反データの入力だけで、デジタル上での仕上がりを確認することが可能となった。



タブレットによる生産管理



3DCADによる工業用パターン作成

「IoT・デジタル化・自動化により縫製前工程の生産性が向上し、直間比率が上がった。」



森奥社長

# 生産性向上のための取組（IT化投資）②

- 発注元であるアパレル企業との取引の適正化を進めることが重要ではあるが、労働環境の改善、日本人が来ないから、技能実習生を受け入れるような職場ではなく、日本人も働きたくなるような労働環境の整備等が急務。

## 秋田ファイブワン工業株式会社

- ・（１）「人時生産性システム」と（２）「検査管理システム」の導入により、生産ラインバランスや検査結果がリアルタイムに大型ディスプレイに反映され、進捗状況の把握が可能となり、多品種・小ロット・短納期化の対応能力を一層高めた。
- ・同時に仕様書・指図書等の帳票類および実績管理資料等のペーパーレス化にも着手することができた。

### （１）人時生産性システム

- ①縫製工の各作業後毎に所要時間をタブレットで計測し、データ化。データを社内サーバーへ送信し、蓄積・集計
- ②集計データを基に、リアルタイムでの生産力をディスプレイに表示
- ③ディスプレイ表示を参考にラインバランスを調整

### （２）検査管理システム

検査結果をデータで保存・共有することで製品検査の効率化、及び不良品発見からの伝達速度の向上



「人手不足に対応するため、IT化による間接経費の削減を図るとともに、専門性や業務経験のない社員でも働きやすい環境づくりに取り組んでいる。」



佐賀会長

# 生産性向上のための取組（IT投資）②

- IT化/DX化を進めることで、勤怠管理業務の効率化や生産性向上等が期待される（その効果として、労働関係法規の遵守徹底等）。
- 特に、管理部門に従事する社員が少ない中小企業・小規模企業にとっては、勤怠管理業務のIT化により、経営者の働き方改革にも資する。

## 勤怠管理におけるIT導入

出退勤をタイムカード管理から、全て電子化。タイムカードから表計算ソフト等への手入力などの作業を削減。労務管理業務も容易になる。



株式会社アリエスにて経済産業省撮影

## IT投資

スタッフへタブレット端末を配布し、作業状況を「見える化」することで効率化。



出所： 株式会社内田染工場

# 労働力確保のための取組（女性・高齢者の活躍）

- 少子高齢化が進む我が国において、女性及び高齢者の活躍は不可欠。
- 特に、育児が一段落した女性などの潜在的な労働力や、加えて、障害者等の活躍も重要。こうした、日本人も働きやすい職場環境整備が、外国人や技能実習生から選ばれる国・職場につながるのではないか。

## 女性従業員の活躍

育児が一段落した女性を積極的に採用。子どもがけがや病気などで急に休まなければ場合も従業員同士でカバーすることや、経営層もそういった働き方を認めており、誰しものが働きやすい職場となっている。



出所:株式会社寺田ニット HP

## 高齢者等の活躍

若い人事の獲得に力を入れているが、ベテランの技術も必要。未経験者や技能実習生への指導者としても重要な戦力。また、障がい者の雇用も進めており、軽度の精神疾患者をトライアルで受け入れ、本採用。



(資料) アリエス株式会社にて経産省撮影

# 管理団体における法令違反撲滅のための取組事例

- 岐阜県の監理団体では、技能実習に係る法令違反撲滅のために、①監理団体等による受け入れ企業の経営者の意識改革、②監理団体の技能実習生に対するサポート体制の強化（3ヶ月に1回の監理団体から実習生へのアンケート調査）、③技能実習生に対する外部問合せ窓口の整備、を実施。

## 監理団体による実習生への対応

---

- 受け入れ企業の定期訪問の際、実習生に対しては母国語でアンケートを実施。
- 給与明細・タイムカード、振り込み明細を確認し、賃金や雇用管理の監視を徹底。  
（違反事業者は技能実習機構等の監査対策で二重帳簿を作成するため）。

## 監理団体による受け入れ企業への対応

---

- 外国人の活用を希望する企業はどこでも認めているわけではなく、経営者の意識や、技能実習生の受け入れについてのこれまでの対応を確認。
- 軽微な改善で対応できる場合は外国人実習生の派遣を認めるが、実習計画違反や給与明細を発行しないなど、違法行為を行っている企業には、外国人実習生の派遣を認めない。

# 地方公共団体による外国人技能実習生との共生のための取組

- 外国人が地域における新たな担い手として、外国人材の更なる活躍が期待される中、地方公共団体においても、外国人材がその能力を最大限に発揮し、地域における新たな担い手として定着できるよう、外国人材に対する積極的な受入支援や共生支援を行うことが重要。

## 共生支援の効果的なポイントと地方公共団体による取組事例

### Point① 居住外国人相互の交流・地域における活動促進

- ✓ 外国人住民に対する日本語教室の開催
- ✓ 外国人住民に対する生活セミナーの実施、生活支援員・相談窓口の設置
- ✓ 外国人住民に対する異文化理解を促進する交流会・セミナー等の企画・開催
- ✓ 外国人子女の学習サポート

特定技能外国人が居住する  
地方公共団体779団体  
(2020年6月時点)にて  
取組の多かった施策を掲載

### Point② 外国人コミュニティにおけるリーダーの育成

- ✓ 外国人コミュニティ内における防災リーダーの研修・任命
- ✓ リーダー発掘のためのイベントの企画・開催

### Point③ 地域住民の国際意識の醸成

- ✓ 地域住民（日本人）に対する異文化理解を促進する交流会・セミナー等の企画・開催
- ✓ 地域住民（日本人）向け外国語教室の開催
- ✓ 外国人とコミュニケーションをとるための地域住民（日本人）向けの「やさしい日本語」教室の開催

### Point④ 受入れ企業に対する支援

- ✓ 企業経営者・管理者向けの外国人材活用に係るセミナーの開催
- ✓ 外国人材受入れを検討する企業に対する支援

# 「IT導入補助金2023」の概要

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、**業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入**を支援する補助金。

## 1. 補助対象事業者

**中小企業・小規模事業者等**（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

## 2. 補助対象ツール

事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象。相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象に含む。

**インボイス対応に必要なITツールの下限値を撤廃。**

（会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト）導入を促進するため、「デジタル化基盤導入類型」において、**補助率引上げ、クラウド利用料（最大2年分）、PC等のハード購入補助を引き続き実施**

## 3. 補助額・補助率

枠名	通常枠		セキュリティ対策推進枠	デジタル化基盤導入枠				
	A類型	B類型		デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	
補助額	5万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円以下	5万円～100万円	ITツール <b>～50万円以下</b>	50万円超 ～350万円	PC等 ～10万円	レジ等 ～20万円	a. デジタル化基盤導入類型の対象経費 ⇒左記と同様 b. それ以外の経費 ⇒補助上限額は50万円×グループ構成員数、補助率は2/3 （1事業あたりの補助上限額は、3,000万円（(a)+(b)）及び事務費・専門家費）
補助率	1/2以内	1/2以内	1/2以内	3/4以内	2/3以内	1/2以内		
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料最大2年分）、導入関連費		サービス利用料（最大2年分）	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料最大2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費 【複数社連携IT導入類型のみ】上記に加え事務費・専門家費				

# 取引適正化のための取組（価格転嫁）

- 繊維産業では労働基準関連の法令違反が多く、これはアパレル企業等の下請けである縫製企業等との間で続いてきた長年の取引慣行から、発注工賃が満足に支払われていないことも一因。
- 取引適正化を推進するため、アパレル企業等の発注側企業に対して下請取引パートナーシップ構築宣言の発出や、工程数・素材・ロット数等で適正加工賃（価格）をプライシングする「縫製工賃交渉支援サービス（ACCTシステム）」の普及を推進。

## 縫製工賃交渉支援サービス（ACCTシステム）

▼工程数・素材・ロット数等を入力

標準見積工程一覧  
アイテム ジャケット

一覧 ミシン アイロン パーツ縫い

品質ネーム付け>品質ネーム付け(裏付き)>品質ネーム裏地挟み込み 数量 1

品質入れ(裏付き) 挟み込み x1 30秒 ミシン

袖付け(裏付き)表地>表地袖付け(裏付き)>(裏付き)首通袖(袖角)数量 1

袖付け x1 180秒 ミシン  
袖山イセ殺しアイロン x1 40秒 アイロン  
袖ぐりアイロン  
裏地袖付け

御見積書

2018年02月 002-201

アルファ縫製 御中

株式会社エウアンドアルファ  
〒1500022 東京都渋谷区  
道玄坂2-1-12  
サウスクロスM小林B  
ユウ東京

各種設定項目値		
標準一着生産時間 (A)	工程数 (73)	334
素材係数 (B)	難度2	
裁断係数 (C)	ストライプ・ボーダー	1
ロット係数 (D)	51~100	1.20
弊社係数 (E)		1.70
余裕率 (F)		1.25
見積明細		
一着生産時間 (G) = (A) × (B) × (C) × (D) × (E) × (F)		12,187 秒
生産時間単価 (H)		0.80 円
一着生産見込金額計 (I) = (G) × (H)		9,749 円

付帯費用又は外注費等

▲適正加工賃で見積金額を自動的に算出

## (参考) 価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート

- 効果的な価格交渉のためには、コスト増加分を定量的に把握し、原価を割り出して提示することが有益。



(出典)「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」(令和5年6月20日、中小企業庁)

# 「パートナーシップ構築宣言」の概要

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで公表するもの。
  - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と新たな連携（IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等）
  - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5分野  
（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。

## 1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等



## 3. 宣言を行うメリット

1. ロゴマークを利用可能
2. 税制活用や補助金での加点
3. コーポレートガバナンス・コードの実践



## 2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 【共同議長】経産大臣、経済再生担当大臣  
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、官房副長官（衆・参）、日商、経団連、連合
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日に開催。

- 2023年7月3日時点で27865社が宣言。
- うち、繊維工業は394社（繊維産地サミット宣言での目標は1,000社）

# 特別高圧電力を使用する中小企業等への支援（北海道・東北）

- 電気料金の高騰による中小企業等への影響を緩和するため、特別高圧電力を使用する事業者に対する補助を決定。

## 北海道

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh

令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 秋田県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業者

特別高圧で受電している県内商業施設にテナントとして入居する  
県内中小企業者

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh

令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 山形県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等（みなし大企業及び発電事業者を除く）

特別高圧で受電している県内大規模商業施設にテナントとして入居する県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年4月～8月の電気使用量：3.5円/kWh

令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

（上限1社あたり5,000万円）

## 青森県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：2.5円/kWh（上限50万円）

令和5年9月の電気使用量：1.25円/kWh（上限25万円）

## 岩手県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等（みなし大企業を除く）  
特別高圧で受電している県内商業施設にテナントとして入居する  
県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年4月～8月の電気使用量：3.5円/kWh

令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 福島県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業（みなし大企業は除く）  
特別高圧で受電している県内商業施設にテナントとして入居する県内  
中小企業

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh

令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

※宮城県においても支援内容について現在検討中

（出典）各県ホームページより事務局作成

# 特別高圧電力を使用する中小企業等への支援（関東）

- 電気料金の高騰による中小企業等への影響を緩和するため、特別高圧電力を使用する事業者に対する補助を決定。

## 群馬県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内企業

### 【支援額】

令和5年4月～8月の電気使用量：1.8円/kWh（大企業）  
3.5円/kWh（中小企業）

令和5年9月の電気使用量：0.9円/kWh（大企業）  
1.8円/kWh（中小企業）

※大企業は、R5.1月～3月の営業利益率が前年同期比で低下している企業を対象。

※上限額1社あたり1億円

## 栃木県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業者  
特別高圧で受電している商業施設等運営企業、工業団地協同組合

### 【支援額】

令和5年4月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 茨城県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年4月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 千葉県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年4月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 神奈川県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年4月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 埼玉県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等  
特別高圧で受電している県内商業施設にテナントとして入居する  
県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年4月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 東京都

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業者

### 【支援額】

非公表

# 特別高圧電力を使用する中小企業等への支援（中部）

- 電気料金の高騰による中小企業等への影響を緩和するため、特別高圧電力を使用する事業者に対する補助を決定。

## 新潟県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

非公表

## 岐阜県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等、工業団地協同組合

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh

令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 長野県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業

特別高圧で受電している県内商業施設にテナントとして入居する県内事業者

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh

令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

テナント1事業者につき7万円

## 愛知県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業

特別高圧で受電している県内工業団地及び県内商業施設にテナントとして入居する県内中小企業

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh

令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 静岡県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh

令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

※山梨県において措置無し

（出典）各県ホームページより事務局作成

# 特別高圧電力を使用する中小企業等への支援（北陸）

- 電気料金の高騰による中小企業等への影響を緩和するため、特別高圧電力を使用する事業者に対する補助を決定。

## 石川県（高圧契約も対象）

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等（みなし大企業を除く）  
特別高圧で受電している県内商業施設にテナントとして入居する  
県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年4月～8月の電気使用量：2円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1円/kWh

### 【対象者】

高圧電力で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年4月～8月の電気使用量：1.8～0.9円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：0.9～0.5円/kWh  
※売上げに占める電力料金に応じて変動

## 福井県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年1月～9月のいずれか1月の最大電力使用量×3.5円/kWh×6ヶ月※上限額400万/月（最大2,400万円）

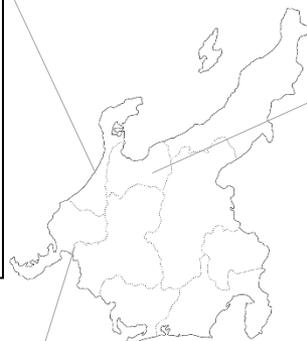
## 富山県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等（みなし大企業を除く）  
特別高圧で受電している県内商業施設にテナントとして入居する  
県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年4月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh



# 特別高圧電力を使用する中小企業等への支援（近畿）

- 電気料金の高騰による中小企業等への影響を緩和するため、特別高圧電力を使用する事業者に対する補助を決定。

## 兵庫県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等  
特別高圧で受電している県内商業施設にテナントとして入居する  
県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 大阪府

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 和歌山県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

非公表

## 滋賀県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 三重県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 奈良県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等  
特別高圧で受電している県内商業施設にテナントとして入居する  
県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：8円/kWh



※京都府において措置無し

（出典）各県ホームページより事務局作成

# 特別高圧電力を使用する中小企業等への支援（中国）

- 電気料金の高騰による中小企業等への影響を緩和するため、特別高圧電力を使用する事業者に対する補助を決定。

## 島根県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等  
特別高圧で受電している県内商業施設等にテナントとして入居する県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh  
※上限5000万円（1～9月分）

## 鳥取県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 山口県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

非公表

## 広島県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等  
特別高圧で受電している県内工業団地・県内商業施設等にテナントとして入居する県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 岡山県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年4月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

# 特別高圧電力を使用する中小企業等への支援（四国）

- 電気料金の高騰による中小企業等への影響を緩和するため、特別高圧電力を使用する事業者に対する補助を決定。

## 愛媛県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等  
特別高圧で受電している県内商業施設にテナントとして入居する県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年6月～8月の電気使用量：3.5円/kWh（上限350万円/月）

## 香川県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 高知県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等  
特別高圧で受電している県内商業施設にテナントとして入居する県内中小企業等

※大企業は、R4事業年度の営業利益額が前年度比で減少している者が対象

### 【支援額】

単価×令和5年4月～9月の電気使用量（kWh）×8.5月/6月

## 徳島県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等（みなし大企業除く）  
特別高圧で受電している県内商業施設にテナントとして入居する県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年7月～9月の電気使用量：3.5円/kWh



# 特別高圧電力を使用する中小企業等への支援（九州・沖縄）

- 電気料金の高騰による中小企業等への影響を緩和するため、特別高圧電力を使用する事業者に対する補助を決定。

## 福岡県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等  
特別高圧で受電している県内商業施設にテナントとして入居する  
県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年4月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 大分県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業

### 【支援額】

令和5年1月～8月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：1.8円/kWh

## 宮崎県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業

### 【支援額】

令和5年1月～9月の電気使用量：1000万kwh以下 3.5円/kWh  
1000万kwh超の部分 1.75円/kWh

## 鹿児島県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内事業者

### 【支援額】

非公開

## 佐賀県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等、大企業

### 【支援額】

令和5年4月～9月の電気使用量：3.5円/kWh（中小企業）  
：1.8円/kWh（大企業）

※上限額3億円

## 長崎県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年4月～8月の電気使用量：1.8円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：0.9円/kWh

※上限額5000万円

## 沖縄県

### 【対象者】

特別高圧で受電している県内中小企業等

### 【支援額】

令和5年1月～5月の電気使用量：3.5円/kWh  
令和5年6月～8月の電気使用量：5.8円/kWh  
令和5年9月の電気使用量：3.0円/kWh

# 特定技能制度 概要

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、**一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる**ため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）

- **特定技能1号**：特定産業分野(※)に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：154,864人（令和5年3月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：11人（令和5年3月末現在、速報値）

(※) 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、**建設、造船・船用工業、**  
(12分野) 自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業  
(特定技能2号は赤字の2分野のみ受入れ可)

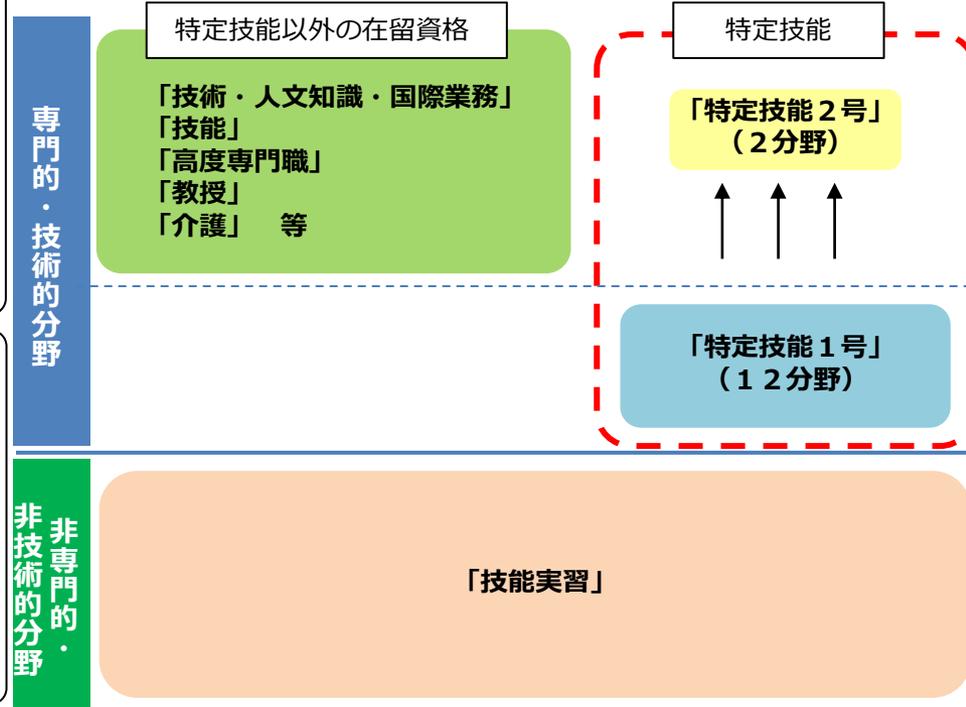
## 特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとに更新（通算で5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
受入れ見込数	あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

## 特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は原則として不要
受入れ見込数	なし
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

## 【就労が認められる在留資格の技能水準】



注) 本年4月20日以降は、「1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間」

# 製造業での外国人材のキャリアアップイメージ

- 労働力不足や熟練工の引退が見込まれる中、中長期的に外国人材を育成し、優れた人材を熟練工やマネジメント層として継続的に確保していく必要がある。
- また、国内で長く働ける環境を整えることで、受入れ企業側は熟練工やマネジメント層の雇用につながり、外国人材側も、熟練技能の習得を目指し、キャリアアップができる。

## 10年目～

複数の熟練した技能を身につけ**熟練工**となり、複数作業者のリーダーとなる。その後数年かけて作業工程の管理、品質管理、原価管理等を身につけ、いずれは**製造現場のマネジメント層**や工場長として現場を支える存在となる。

## 特定技能2号(現在は対象外)

- ・在留期間上限無し(更新有)
- ・家族の帯同可
- ・転職可
- ・受入れ人数上限：無

特定技能2号評価試験  
3年の就業経験

特定技能2号評価試験合格  
(技能検定1級合格者は試験免除)

## 特定技能1号(2019年～)

- ・在留期間上限5年
- ・家族の帯同不可
- ・転職可
- ・受入れ人数上限：49,750人
- ・受入れ人数実績：32,644人(令和5年3月時点)

特定技能1号評価試験  
日本語能力

技能実習2号を良好に  
修了すれば試験免除

## 技能実習(1993年～)

- ・在留期間上限5年
  - ・家族の帯同不可
  - ・転職不可
  - ・受入れ人数上限：無
  - ・受入れ人数実績：約12万人(令和4年6月時点/飲食料品製造業を除く)
- ※開発途上国等に技能を移転する国際貢献の制度

海外

## 検討の視点

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。

## 検討の基本的な考え方

### 論 点

### 現 状

### 新たな制度

制度目的と実態を踏まえた  
制度の在り方

人材育成を通じた国際貢献

- ・ 現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討
- ・ 特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論

外国人が成長しつつ、中長期的に活躍  
できる制度（キャリアパス）の構築

職種が特定技能の分野と不一致

- ・ 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論）
- ・ 現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討

受入れ見込数の設定等の在り方

受入れ見込数の設定のプロセスが  
不透明

業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込数の設定、対象分野の設定等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る

転籍の在り方（技能実習）

原則不可

人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）

管理監督や支援体制の在り方

- ・ 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある
- ・ 悪質な送出機関が存在

- ・ 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要
- ・ 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論）
- ・ 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る
- ・ 悪質な送出機関の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化

外国人の日本語能力の  
向上に向けた取組

本人の能力や教育水準の定めなし

一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける

## 今後の進め方

中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。

# 特定技能の分野と技能実習の職種の関係

## 現状

- 技能実習2号移行対象職種・作業（全86職種158作業）のうち、対応する特定産業分野がない（試験免除で特定技能に移行できない）職種・作業は約30%（26職種46作業）である。
- 技能実習全体でみると、対応する特定産業分野がない（試験免除で特定技能に移行できない）職種・作業等は、約15%（356,356件中52,166件（※））を占める。（※）第1号技能実習計画認定件数（直近3年度分）

## イメージ

### 技能実習

### 特定技能

#### 技能実習2号移行対象職種・作業

- 農業関係（2職種6作業）
- 食品製造関係（11職種18作業）
- 漁業関係（2職種10作業）
- 機械・金属関係（15職種29作業）
- 建設関係（22職種33作業）
- その他（8職種15作業）
- 社内検定型（1職種1作業）

61職種  
112作業

技能実習2号  
良好修了者は  
試験免除で  
移行可能

特定産業分野  
(全12分野24業務区分)

#### ○ 繊維・衣服関係（13職種22作業）

- その他（12職種22作業）
- 社内検定型（1職種2作業）

※ 1号技能実習計画認定数のうち約8%を占める。

令和3年度	73,504件うち5,959件 (8.1%)
令和2年度	92,801件うち6,617件 (7.1%)
令和元年度	190,051件うち15,011件 (7.9%)



#### 技能実習2号移行対象外のもの（1年を上限）

自動車組立て、クリーニング、物流、デジタルピッキングなど

※ 様々あるが分類ごとに集計が困難

※ 1号技能実習計画認定数のうち約7%を占める。

令和3年度	73,504件うち3,151件 (4.3%)
令和2年度	92,801件うち6,524件 (7.0%)
令和元年度	190,051件うち14,904件 (7.8%)



対応する特定産業分野  
なし

# インボイス制度支援策の周知・広報

<令和4年度第2次補正予算等> (令和4年12月時点版)

## インボイス制度への対応に 取り組む皆様へ 各種支援策のご案内 /

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。  
制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。



### インボイス制度に関する相談窓口

✓ 商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相談対応・専門家派遣・講習会の開催等を実施しています (中小企業119を通じた専門家派遣も受けられます)



### 課税事業者を選択する皆様

#### デジタル化によるインボイス対応にかかると事務負担の軽減

- ✓ IT導入補助金により、ITツール（一部ハードウェアも含む）の導入費用等を幅広く支援します
- ✓ みらデジにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化状況や経営課題を見える化します

### 課税転換に伴う販路開拓支援

- ✓ 小規模事業者持続化補助金により税理士等への相談費用も含めた販路開拓等の支援をします

➡ 詳細は裏面へ

### 免税事業者を維持する皆様

#### 免税事業者についての取引上の懸念への取組み

- ✓ 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aを公表しているほか、実態把握のための書面調査等を実施しています
- ✓ 取引上のお悩みは下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口(以下Q&A末尾参照)または下請かけこみ寺にご相談ください



本紙は「令和4年度第2次補正予算事業」の制度概要をご紹介します。準備が整い次第第1号を発行しますので、現在の公募情報はホームページでご確認ください。



### <IT導入補助金> -デジタル化による事務負担軽減

企業間取引のデジタル化を強力に推進！  
インボイス制度への対応も見据え、デジタル化基盤導入類型では、**令和4年度第2次補正予算において、補助下限額を撤廃し、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。**

類型名	デジタル化基盤導入枠 (デジタル化基盤導入類型)		
ツール名	ITツール※	PC等	レジ等
補助額	~50万円以下 (下限を撤廃)	50万円超~350万円	~10万円 / ~20万円
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費 (クラウド利用料最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費 (ソフトウェアの更新等保守サポート費含む)		

**[みらデジ]** ※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト、ECソフト  
みらデジ経営チェックにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化の進捗状況・経営課題の確認が可能です。経営改善のために是非ご活用ください。



お問い合わせ先：サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター (0570-666-424)

### <小規模事業者持続化補助金> -課税転換に伴う販路開拓支援

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の費用 (税理士等への相談費用を含む) を支援！

**免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者(インボイス転換事業者)に対し、令和4年度第2次補正予算において、全ての申請枠で補助上限を一律に50万円以上乗せします。(最大250万円補助)**

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	100万円 (50万円)	2/3以内
成長・分配強化枠 (賃上げや事業規模拡大の取組)	250万円 (200万円)	(成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4以内)
新陳代謝枠 (創業や後継ぎ候補者等の新たな取組)	250万円 (200万円)	

( ) 内の補助上限額は、インボイス転換事業者以外が申請した場合

お問い合わせ先：  
・商工会地域の方 所在地によって異なるため**右のQRコード参照**  
・商工会議所地域の方 03-6632-1502



# 海外展開支援策の繊維産地説明会の実施

- ジェトロ・中小機構にて、「新規輸出1万社支援プログラム」を推進。
- これまで**繊維産地での説明会を実施**してきたところ（山梨県絹人織織物工業組合、日本ニット工業組合連合会において、**ジェトロ・中小機構から講師を現地に派遣**）。

## 新規輸出1万社支援プログラム

